**応募要件**

①基本的要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で応募する者にあっては、構成員全員が該当すること。

（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

 (1)次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の

申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定

を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格

の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第

２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第

41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入

札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他

の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(4)大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(5)府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

②技術に関する要件

1. 地方公共団体で勤務する消費生活相談員として必要な知識、スキルや技能の修得を目的とした研修を実施できること

・研修は、講座（座学）、ロールプレイ、実地研修を組み合わせたものであること

・必要に応じて、Web（オンライン）での実施を可能とすること

・研修期間中は、少なくとも、週１回程度の頻度で研修を実施できること

　　　・PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）へ消費生活相談情報を登録する際の情報のまとめ方やまとめるコツなども研修の内容に含むこと

　　　・地方公共団体における消費生活相談の具体的な事例やその対応方法などを研修の内容に含むこと

(2)消費生活相談員の有資格者を育成対象者として募集できること

　　・育成対象者として、消費生活相談員資格を有する者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第３条により消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされる者を含む）を１０名程度確保できること

・さらに、確保した育成対象者のうち半数程度は民間企業等で消費者対応などの経験を有する者とすること。

③業務執行に関する要件

以下の業務実施体制を確保していること。

ア　個人情報の保護、その他情報漏洩防止について十分に配慮した上、個人情報や業

務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。

　　【管理方法の一例】

・個人情報管理規程を有し、個人情報管理研修を実施していること。

イ　事業の概要に沿った人員配置であること。

ウ　研修の主たる講師については、地方公共団体における消費生活相談員として活躍している者を確保できること。